

中 期 目 標 ・ 中 期 計 画 (素 案)

山 梨 大 学

平成 1 5 年 9 月 2 9 日

国立大学法人山梨大学の中期目標・中期計画素案

平成15年9月29日

山 梨 大 学

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|--|---------|
| <p>山梨大学の現状</p> <p>山梨大学は、平成14年10月に旧山梨大学と旧山梨医科大学を統合し、新たに、山梨大学として発足した。</p> <p>山梨大学は、教育人間科学部、医学部及び工学部の3学部から構成され、あわせて全国でも唯一の医学、工学の領域を融合した大学院（医学工学総合研究部・同教育部）を有する特色ある大学である。</p> <p>さらに特色の一つとして、21世紀COEプログラムにアジアモンsoon域流域総合水管理研究教育が認められたこと、また、経済活性化及び持続型社会形成のための研究開発プロジェクトとしてクリーンエネルギーの研究開発に関する次世代型燃料電池の研究・開発プロジェクトが認められたことにより、これらの分野の研究及び人材育成の拠点となっていることなどがあげられる。</p> <p>なお、地域連携推進事業や大学知的財産本部整備事業も認められ、本学の知的資源を地域活性化や文化の向上に活かす取り組みが一層活発化している。</p> <p>山梨大学の基本的な目標</p> <p>上記の現状を踏まえ、「地域の中核・世界の人材」を山梨大学のキャッチ・フレーズとし、学則に定める本学の目的及び使命実現のために以下の目標を定める。</p> <ol style="list-style-type: none">1 幅広い教養と深い学識と創造性、自律性、倫理観をもつ知識人、科学者、専門的職業人や21世紀における国際人として様々な課題に対処でき実行能力を持つ人材を育成する。2 各学部、大学院における個別的な研究教育に加え諸学の融合による新領域の研究教育を拓き推進する。 特に医工教融合の研究教育における拠点大学としての充実を図る。 | |

| | |
|--|---|
| <p>3 開かれた大学として、地域の様々な要請に応える学術文化のセンターとなると同時に国際的な要請にも応えるべく世界に向けて積極的に進出する。</p> <p>4 上述の大学の事業において国際水準を凌駕することを追求する。</p> <p>5 特に大学統合を先駆けた大学として、上述の目標達成のための附属施設を含める全学的な取組みを通じて全学の一体感を構築する。</p> <p>6 これらの目標達成のため、その達成状況や取組み状況を点検し、改善の仕組みや改善の結果を明確にするとともに、学生及び社会のニーズを反映できる柔軟な組織を構築する。</p> | |
| <p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等を置く。</p> | |
| <p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな教養と深い専門性をもち、地域社会の調和と発展に寄与する、問題解決能力に優れた人材を育成する。 | <p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育は、教育人間科学部、医学部、工学部の連携による全学協力体制のもとで、人文社会科学から自然科学、生命科学の各分野からなる基本教養科目、総合科目、共通外国語科目、共通保健体育科目、主題別科目及び開放科目を通じ、豊かな教養を育む。 ・基礎的教養学力の達成についての点検をし、改善を図る。 ・国際人としての資質を高めるために交換留学制度等を通じ英語によるコミュニケーション能力や異文化理解を向上させる。 ・卒業後の進路等に関する目標（就職、大学院への進学等）を設定させ、その向上を図る。 ・在学生の単位取得数の点検・評価を実施する。 ・各学部において取得できる資格について、その資格取得状況の点検・評価をし、改善を図る。 ・在学生・卒業生・就職先企業・自治体等に教育成果に関するアンケート調査を定期的実施する。 |

【大学院課程】

- ・ 諸学の融合を図り新たな知の創造と継承を担う高度専門職業人及び研究者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

【学士課程】

アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- ・ 少子化、高等教育の多様化、基礎学力の低下等の問題に対応し、受験生の能力・適性を多角的に判定する選抜方法を検討する。

高等学校との連携に関する基本方針

- ・ 高等学校関係者との相互理解の促進を図る。
- ・ 高校生が大学教育に触れる機会を拡大する。
- ・ 高等学校の進路指導へ積極的に協力する。

教育課程に関する基本方針

- ・ 学習到達目標を提示して意欲的に学習に取り組めるよう配慮する。
- ・ 社会のニーズや動向を先取りした教育内容や教育方法を検討するためのシステムを構築する。
- ・ 地域に対する関心を高め、地域に参画するカリキュラムを整備する。
- ・ 学生の自主的で目的意識をもった学習態度を涵養するために履修単位の上限設定を行う。

教育方法に関する基本方針

- ・ 学部横断的な少人数教育を充実する。
- ・ 教養教育を充実する。

【大学院課程】

- ・ 専門性を重視しつつ関連する学問分野との融合を図る。
- ・ 卒業後の進路等に関する目標（就職、博士課程への進学等）を設定させ、その向上を図る。
- ・ 在学生・修了生・就職先企業・自治体等にアンケート調査を定期的実施する。

各年度の学生収容定員は、別紙のとおりとする。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・ 大学案内、インターネット・ホームページの充実を図る。
- ・ 県内外での大学説明会を定期的開催する。
- ・ 在学生追跡調査の結果にもとづき、選抜方法を継続的に改善する。

高等学校との連携に関する具体的方策

- ・ 高等学校関係者との定期的な協議の場を設ける。
- ・ 高校生対象の公開授業等を充実する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・ 教養教育等の共通教育カリキュラムに関しては、社会的ニーズに適宜対応して改善を図る。
- ・ 教養科目と専門科目の体系的な整備を行う。
- ・ 1年間に修得できる単位数の上限について検討する。
- ・ 卒業要件の見直しを行い、適正な修得単位数についても検討する。
- ・ 全科目の電子シラバスの内容を充実する。
- ・ インターンシップを充実する。
- ・ 教育人間科学部では、就職と関連する資格取得を目指したカリキュラムの充実・改善を図る。
- ・ 医学部では、保健所、診療所等の地域医療の現場での実習を一層推進する。
- ・ 工学部では、ものづくりの楽しさや重要性を理解させるために「ものづくり教育実践センター」の充実を図る。
- ・ 工学部では、日本技術者教育認定機構（JABEE）が教育プログラムに要求する事項を満たすようにカリキュラム及び教育システムの改善を進める。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・ 異なる学部学生からなる少人数教養ゼミを充実する。
- ・ 少人数教育の効果を高める。

- ・教員の教育能力の向上を図る。

成績評価に関する基本方針

- ・厳格な成績評価システムを導入する。
- ・成績評価基準、評価方法を学生に公表する。

【大学院課程】

アドミッション・ポリシーに関する基本方針

以下の方針に応じた選抜方法を検討する。

- ・地域や社会のニーズをふまえた適正な人材を選抜する。
- ・医学・工学・人間科学分野の知識・技術を基礎とする高度な研究者を目指す学生を選抜する。
- ・社会人・外国人留学生の受入れ態勢をさらに整備する。

教育課程に関する基本方針

- ・教育体制の多様性について検討する。

教育方法に関する基本方針

- ・対話型の授業形式を中心とする。

成績評価に関する基本方針

- ・厳格な成績評価システムを導入する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教職員の配置に関する基本方針

- ・社会の変化、ニーズに適合した教育を行うために人員を配置する。
- ・教員の流動性を活発にし、教員以外の教育支援者を活用する。

教育環境の整備に関する基本方針

- ・講義室及び自主学習に必要な施設・設備を整備する。
- ・情報ネットワークを整備・拡充する。

- ・FDを全学的に推進する委員会を設置する。
- ・教員の教育評価システムを構築する。
- ・授業時間以外の自主学習（予習・復習等）環境の整備を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・GPA制度など適正な成績評価方法について検討する。
- ・全科目について到達目標、成績評価基準を電子シラバス上で公表することを検討する。

【大学院課程】

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・大学案内、インターネット・ホームページ等で教育研究の体制・内容を周知する。
- ・長期履修学生制度の導入を検討する。
- ・社会人の教育を充実するために昼夜開講制の推進を検討する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・広い視野にたった学問分野の融合的な研究教育体制を検討する。
- ・全科目の電子シラバスを充実する。

授業形態、学習指導法に関する具体的方策

- ・ゼミ形式による少人数教育を充実する。
- ・複数の教員による多面的な論文指導の充実を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・最終試験の公開を原則とする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・大型研究プロジェクトなどにおいて、任期制による優れた研究者の採用により、研究を通じて高度教育の充実を図る。
- ・非常勤講師の配置の見直しを行い、バランスの取れた教育を行う。
- ・医学・工学融合領域での充実した教育を行うために指導教員の充実を図る。
- ・TA・技術職員等の具体的配置方法を検討する。
- ・学外の有識者を講師として採用し、教育の充実を図る。

教育に必要な設備、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・講義室等キャンパス学習環境整備計画を策定する。
- ・情報支援体制の整備・拡充を図る。

| | |
|--|---|
| <p>教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育方法の見直しと改善を継続的に行う。 ・学生による授業評価システムを充実する。 ・第三者による教育評価システムを検討する。 <p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>学生への学習支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談体制を充実する。 <p>学生への生活支援等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の要望を反映させる体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生施設の効果的な利用を促進する。 ・就職支援体制を整備する。 | <p>教育環境の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の講義室をマルチメディア教室に改修し、多様な授業形態に対応できる環境に整備する。 ・甲府キャンパスと玉穂キャンパスとの授業交流を促進するための遠隔授業環境を充実する。 ・学生及び教員の交流スペースの拡充を図る。 ・バリアフリー環境整備計画の策定とキャンパス施設のユニバーサルデザイン化に向けた改善策を検討する。 <p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・自己評価結果の教育活動へのフィードバック体制を整備する。 ・学生による授業評価を実施し、その結果を公表するとともに、教員の授業改善につなげる現行の評価システムを充実する。 ・第三者による教育評価システムを検討し、その結果を授業改善にフィードバックできる体制を整える。 <p>教材、学習指導法に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する「FDを全学的に推進する委員会」(仮称)において、学習指導法を検討する。 <p>研究教育の実施体制等に関する特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀COEプログラム「アジアモンスーン域流域総合水管理研究教育」により、実践的に研究教育するための拠点を形成する。 ・経済活性化及び持続型社会形成のための研究開発プロジェクト「次世代型燃料電池の研究・開発プロジェクト」に採択されたクリーンエネルギーの研究開発等を通じ、クリーンエネルギー研究センターを核に該当分野の人材育成拠点を形成する。 <p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスアワーによる相談体制を整備する。 ・学生相談室(保健関係以外の事項)を設置する。 <p>学生への生活支援等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健管理センターを中心とした学生相談体制のもとで、専門カウンセラーの配置等の整備・充実を図る(セクハラ・アカハラ対策を含む)。 ・留学生センターを中心として外国人留学生の経済的・社会的問題に対応できる支援体制を強化する。 ・福利厚生施設を充実する。 ・就職支援室の機能の拡充及び人的配置を検討する。 |
|--|---|

- ・課外活動への支援体制を確立・整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

本学の研究基盤となる教育人間科学、医学、工学及び医工連携分野の幅広い基礎、応用研究の研究水準は国際的に評価される水準を目標とする。

特に社会的需要の高い研究及び本学の特色のある先端的研究分野での研究水準は世界をリードする水準とする。

得られた研究成果は積極的に国内外に発信し、文明の発展に寄与すると共に新産業創成の核とすることを目標とする。

- ・キャリアアドバイザーを常置する。
- ・サークル活動等に対する支援組織を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ・基礎及び応用分野の基盤的な研究を継続的に発展させるとともに学内外で行う特徴ある諸学融合的プロジェクト研究を発展させる。
- ・プロジェクト研究を進展させるため国内外の大学や研究機関及び民間企業等の研究者の人事交流を推進する。

大学として重点的に取り組む領域

- ・教育人間科学、医学、工学及び医工連携の各研究分野において、それぞれに優れた基礎研究と国際的に高い水準の研究及び地域の特性を活かした分野での先端的研究を推進する。
- ・教育人間科学部は、地域自治体（県、市、学校）企業等と連携した現代社会のニーズに対応した研究を一層強化する。
- ・医学工学総合研究部医学学域では、基礎医学研究及び実地医療に有用な医学・看護学研究を推進する。
- ・医学工学総合研究部工学学域では、科学技術立国の中核課題をなす高機能物質の創製とナノデバイスの開発、ソフトウェアと情報通信及び機械システムの融合研究、持続社会形成のための技術開発と環境の管理・評価手法の開発等の先進的研究に取り組む。
- ・医学工学総合研究部医学工学融合学域では、生活しやすい高度情報化された医療福祉社会を実現し、先進医療、健康予知医学研究を推進する。
- ・クリーンエネルギー研究センターでは、21世紀の最重要課題であるエネルギー・環境問題の根本的対応策となる高効率・無公害燃料電池や太陽電池・半導体用材料に関し、世界をリードする研究を展開する。
- ・アジアモンスーン域流域総合水管理に関する研究において、世界拠点を形成する。

成果の社会への還元に関する具体的目標

- ・成果は積極的に国内外の主要論文誌に掲載すると共に知的財産権の取得、管理および活用を積極的に行う。
- ・研究成果の展示発表会を定期的開催する。
- ・TLOを通じての特許取得率をあげ、研究結果の民間への提供により社会へ研究成果を還元する。
- ・知的財産の創出、取得、管理及び活用のため山梨TLOを積極的に活用する。
- ・兼業を促進する制度を検討する。
- ・研究成果物の電子化（メタデータベースの構築）を行い、広く社会に開放する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究者等の配置に関する基本方針

- ・研究活動の活性化と高度化につながる研究体制の整備を目指す。

研究環境の整備に関する基本方針

- ・特色ある研究、先端的研究の拠点となるための施設・設備の整備・充実を目指す。

研究の質の向上システムに関する基本方針

- ・研究業績評価のシステムを構築する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

各部局及び個々の研究者に至るまで研究目的・目標を明確にし、研究成果を達成し、事後の改善が可能となるように研究の水準、成果の検証に関する評価システムの確立を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう、部局を超えた研究グループの編成とそれを全学的に支援する体制を整備する。
- ・世界トップレベルで研究を進めている研究者や研究グループを時限付きで組織化し、部局横断型の戦略的研究プロジェクトを推進する。
- ・大型競争資金獲得者に対する人員の優遇配置を検討する。
- ・国際的に高い水準の研究に対して人員の重点配分を検討する。
- ・一定期間、自由に研究活動に専念できるように研究時間を保証するため、サバティカル制度の導入を検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・大型研究プロジェクトに対し人員、施設、研究費の重点的な配分を検討する。
- ・若手研究者については、研究費について一定の額を確保して配分する。
- ・優れた萌芽的研究を評価するシステムを構築し、研究費の一定額を配分する。
- ・国際的に高い水準の研究に対して予算優遇措置を検討する。
- ・評価結果を反映する予算の傾斜配分を検討する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・科学技術の革新に対応し、設置機器の計画的な整備充実を図る。
- ・共同利用機器の効果的な利用を可能にするシステムを構築する。
- ・大型競争資金獲得者、国際的に高い水準の研究に対してスペースの優遇措置を検討する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・知的財産の創出、取得、管理及び活用を推進するため、知的財産事業本部を設置する。
- ・山梨大学地域共同開発研究センターや山梨TLOを介して共同研究を積極的に行い特許を取得し、その実用化を推進する。
- ・大学及びTLO主催の研究成果展示発表会で成果を公表する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・部局毎及び個々の研究者の研究活動を評価するシステムを構築する。
- ・目標の達成度を自己評価し、その結果を改善に結びつける体制を整備する。

| | |
|--|---|
| <p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会と大学との将来にわたる真のパートナーシップを確立し、大学全体として地域連携の組織的・総合的な取組みを推進する。 <p>産学官連携の推進に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業や研究機関との学術面、技術面における連携を積極的に推進する。 <p>地域の公私立大学との連携・支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公私立大学との教育研究面における連携を積極的に推進する。 <p>国際交流・協力等に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生の積極的な受入れを図る。 ・日本人学生の海外派遣や外国人留学生の地域交流を推進するなど、学生の国際交流の活性化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・本学の研究面における世界的な存在感を高めるために国際戦略を策定し実行する。 ・教職員の国際的な場での活動を促進する。 ・外国人に対する門戸を広げ、国際的な交流、連携、協力体制を整備する。 | <p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内だけでなく、海外の研究機関との共同研究を積極的に行う。 <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の大学に対するニーズを掘り起こすためのシステムを確立する。 ・地域社会と真のパートナーシップを築くため、「山梨大学・山梨県連携推進協議会」を中心に地域社会と大学が一体となって連携事業を進める。 ・国内外の地域社会の学習意欲、ニーズを把握し、アジア諸国の教育研究機関及び地域社会における公開講座・出前講座（生涯教育・リカレント教育）を推進する。 ・大学の施設・人材の社会への提供を積極的に行う。 ・イベントの実施などにより大学教育のPRを積極的に行う。 ・県内の教育情報に対するサポート体制を確立する。 ・地域の情報教育のデータベース化を推進する。 <p>産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業への直接的な指導を行う。 ・ベンチャー企業設立の促進に貢献する。 ・地方自治体が直面する課題に対して学術的な側面から協力する。 ・受託研究、共同研究など産学官共同研究事業を推進する。 ・社会に対し、学術・技術情報の積極的な提供や相談事業を行う。 ・地域社会・産業と連携したネットワークを構築する。 ・知的・人的・物的資源を社会で活用させるための学内組織・制度を整備する。 <p>地域の公私立大学との連携・支援に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内公私立大学との連携を密にし、情報交換を図る。 <p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等によって外国を対象としたPRを充実する。 ・日本人学生の海外派遣に対する支援施策を充実する。 ・提携外国大学との学術交流、外国人留学生支援をさらに多面的に推進する。 <p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力を推進するために、外国人留学生及び技術者を積極的に受け入れるとともに、教職員を現地に派遣し、現地での協力関係を構築する。 ・外国人研究者を積極的に受け入れるための制度を検討する。 ・海外の大学との教育・学術交流の拡充を図り、受入・派遣プログラムの充実を図る。 |
|--|---|

(2) 附属病院に関する目標

診療水準及び診療の成果等に関する目標

- ・ 高度な診療技術を身に付けた医師、看護師を養成する。

- ・ 高度先進医療を推進する。

- ・ 患者の意見を反映できる医療を推進する。

- ・ 情報公開を推進する。

診療実施体制等の整備に関する目標

- ・ 臓器別診療体制を確立する。
- ・ 各診療科間の協力体制をより密接にする。

- ・ 安全な医療体制の整備を推進する。

- ・ 効率的な医療を推進する。
- ・ 専門的で高度な医療に対応する。

- ・ 地域医療に貢献する。
- ・ 卒後臨床研修体制の充実を図る。

- ・ 患者サービス体制の整備を図る。

診療における社会との連携等に関する目標

- ・ 地域中核病院として地域医療に貢献する。

- ・ 国際レベルでの共同研究を推進する。
- ・ 教員の国際的な活動を推進するため、国際会議・国際シンポジウム等での発表のための資金的支援制度を検討する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

診療水準及び診療の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・ 卒後臨床研修において到達すべき臨床能力のレベルを明確に示し、その達成を支援する体制を整える。
- ・ 医師、看護師に最新の医療知識の修得を勧め、さらに専門医、認定医の取得を奨励する。
- ・ EBM(Evidence Based Medicine), EBN(Evidence Based Nursing)の実践を図る。
- ・ 高度先進医療の開発を支援する体制を強化する。
- ・ 医学工学の融合領域で開発された高度先進医療の実践を推進する。
- ・ 医療福祉支援センター、医療福祉相談、提供した医療に対する苦情を受ける窓口を設置する。
- ・ 継続的なアンケートによる入院患者満足度調査を実施し、提供した医療に対する評価を4半期ごとに診療科、部門に提示し検討する。
- ・ 疾患ごとの生存率、平均在院日数、平均医療費等の公開を検討する。

診療実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ・ 標榜診療科を臓器別に再編し、専門外来を理解しやすくする。
- ・ コンサルテーション・リエゾンサービスの充実を図り、専門性を活かしたチーム医療の実践を行う。
- ・ 安全管理室を中心とした、医療事故予防対策を推進する。
- ・ 情報システムにより、患者認証、実施確認のシステムを強化し安全対策を支援する。
- ・ クリニカルパスの導入を促進し、在院日数の短縮を図る。
- ・ 難治性疾患の治療を行える設備体制を整備する。
- ・ 高度先進医療、医学工学融合の研究により開発された医療を実践する。
- ・ 三次救急医療機関として、重症患者の受入れを行う。
- ・ 病診・病病連携を強化する。
- ・ 医療福祉支援センターに、地域連携室を整備し地域医療機関との連携を図る。
- ・ 卒後臨床研修センターの設置を検討し、研修体制の整備を図る。
- ・ 栄養管理部門の充実を図り、患者サービスを推進するとともに、院内・院外に対する栄養相談体制の構築を図る。
- ・ 分かりやすい案内表示、清潔な室内環境の整備を推進する。

診療における社会との連携等に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域における三次医療機関として、重症患者や三次救急患者の診療に積極的に関与する。

- ・地域に対して最新の医学知識を提供する。

(3) 附属学校に関する目標

教育活動の基本方針

- ・大学・学部との連携・協力体制のもとで、実践的能力をもち、子どもが見える教員の養成機能を発揮できる体制作りを目指す。
- ・地域社会のカリキュラムセンターとしての機能を充実する。
- ・児童・生徒および教育環境への医学的ケアを充実する。

学校運営の改善の方向性

- ・地域社会に開かれた学校園を作るため、保護者、OBなどによる地域の意見を反映させる仕組みを整備する。

(4) 附属図書館に関する目標

図書館機能を充実する。

- ・地域医療機関からの照会について、専門的立場から支援する。
- ・関連病院間での専用回線を利用した遠隔カンファランスを実施する。
- ・テレビ、新聞、広報誌等を通じた医療知識の提供を積極的に実施する。
- ・地域、職場、学校等の公共機関における講演会やカウンセリングを実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・大学・学部と附属学校園との連携・協力体制をさらに整備する。
- ・附属学校園間の交流・連携教育を充実する。
- ・附属学校園のカリキュラムを学部等と協力して作成する。
- ・実践的教育プログラムを学部等と協力して開発する。
- ・学部生・大学院生のカリキュラムに附属学校園での実践的プログラムを導入する。
- ・児童・生徒及び教育環境等への医学的見地からのサポート体制を整備する。
- ・児童・生徒の国際的資質開発のため、外国人留学生による補助教育を充実する。

学校運営の改善に関する具体的方策

- ・附属学校園の組織体制を検討する。
- ・附属学校園を運営するための組織として、学外（県・市教育委員会等）の者を加えた組織の立ち上げを検討する。

附属学校園の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・面接・学力検査などによる総合的な選考方法について検討する。

公立学校との人事交流に対応した体系的な教員研修に関する具体的方策

- ・教員の人事交流に対応した研修制度・サポート体制の充実を図る。
- ・公立学校教員の研修の場としての機能を充実する。

地域との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・地域コミュニティセンターの設立の検討を始めとして、地域交流の推進を図る。

附属学校園の学習環境・安全管理に関する具体的方策

- ・附属学校園の学習環境及び安全管理体制の整備・充実を図る。

(4) 附属図書館に関する目標を達成するための具体的方策

- ・図書館資料の集中的管理を行い、全学的に利用できるよう効率的運用を図る。
- ・教育・学習に必要な図書館資料の整備・充実を図る。
- ・情報リテラシー教育の支援を推進する。
- ・ユビキタス社会に対応した情報サービスの展開を図る。
- ・研究に必要な文献・図書の整備及び管理・保存体制を整えるとともにこれらのデータ

| | |
|--|---|
| <p>学術資料、学術研究成果を地域へ還元する。</p> <p>(5) 学内共同教育研究施設等に関する目標 学内共同教育研究施設等を整備・充実する。</p> | <p>ベース化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに即した図書館サービスの向上を図る。 ・外国人留学生・社会人学生のための図書資料及び利用環境の整備を図る。 ・図書館利用者に対する広報活動を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果物のデータベース化やメタデータベースの構築等を図る。 ・子ども図書室等の整備・充実を図る。 ・県内医療・保健機関等や各種図書館等と相互協力システムを確立する。 ・研究成果と関連した図書館資料を中心とする展示会・講演会等を実施する。 <p>(5) 学内共同教育研究施設等に関する目標を達成するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内共同教育研究施設等の内容・機能や運営方法を抜本的に見直し、その再編を図るとともに、重点的・個性的な整備を行う。 ・大型設備や特殊機器、研究補助者や技術支援者などを集中的に配置・整備し、多くの研究者が共同して利用できる研究支援センターの整備を検討する。 ・学内共同研究を推進し、予算的措置を講ずる。 ・学部・大学院・研究センター等を横断的に組織したプロジェクト研究を実施する支援体制を検討する。 ・全学的情報共有・情報交換システムの整備・充実を図る。 ・国家的研究プロジェクトを推進する。 ・融合学際型研究の推進に寄与するため、幅広い教育研究支援業務を展開する。 |
| <p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標 効果的な組織運営に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの発揮する仕組みと迅速な意思形成の体制作りを検討する。 <p>戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針</p> | <p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長を補佐する体制を見直し、企画・立案機能の充実・強化を図る。 <p>学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部長を補佐する体制の充実・強化を図る。 ・学外の有識者の意見等を反映させるための仕組みを検討する。 <p>運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の全学的委員会等の権限と責任の所在を明確にし、機動的な大学運営のために整理・統合を図る。 <p>教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務職員等が一体となった管理運営体制の整備を図る。 <p>全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> |

| | |
|---|---|
| <p>・戦略的研究への重点的学内資源配分を目指す。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しに関する基本方針 ・新たな教育研究分野の創設を検討する。</p> <p>・教育研究組織の在り方についての検討を推進する。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針 ・教員の流動性の向上と多様化に対応した選考を目指す。</p> <p>男女共同参画と国際化に関する基本方針 ・男女共同参画と国際化を推進する。</p> | <p>・戦略上重要な研究プロジェクトに関しては、重点的に学内資源を配分する制度を確立する。</p> <p>学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 ・経営コンサルタント・顧問弁護士等有資格者の登用制度について検討する。</p> <p>内部監査機能の充実に関する具体的方策 ・監査室を設ける。 ・内部監査システムを構築する。</p> <p>国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 ・業務運営に関し、他の国立大学と連携を図るシステムを検討する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 ・教育研究組織は学部の自主性を踏まえながら、全学的な視野に立ち、大学全体の課題として検討する。</p> <p>教育研究組織の見直しの方向性 ・教育研究組織の見直しについては、適正規模、地域の要請及び将来の方向を十分配慮した改革を進める。</p> <p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 戦略的・効果的な人的資源の活用に関する具体的方策 ・学長及び学部長が計画的に管理できる定員を確保し、重点的に配置できるシステムを構築する。</p> <p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 ・優秀な教員を採用するため、給与体系の一部に年俸制の導入を検討する。 ・他大学及び民間企業等との人事交流体制の導入を検討する。</p> <p>任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 ・特色ある研究プロジェクト等を立ち上げるため、教員の任期制について検討する。 ・教員公募を国内、国外を対象に行うことを検討する。</p> <p>男女共同参画と国際化に関する具体的方策 ・女性教員の登用と育成を推進する。 ・女性教職員採用の促進と確保のための環境を整備する。 ・外国人教員の適正な配置を推進する。</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>柔軟かつ多様な人事システムの構築に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内に客観的な評価組織を置き、教育、研究の適正な評価システムを導入し、時代に対応した人材の登用を目指す。 ・事務職員等の適正な評価を目指す（SD） <p>事務職員等の採用・養成・人事交流・適正配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員等の独自の任用制度の確立を目指す。 <p>・事務組織の円滑な運営のため、適正な人員配置を計画する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務処理の効率化・合理化に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な意思決定が可能でかつ機動的である事務組織を構築し、合理的な業務体制を整備する。 <p>事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務組織の合理化を図る。 ・教員と事務職員等の責任体制の構築を図る。 <p>職場環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の適切な体制を目指す。 | <p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教育・研究等の業績評価を適正に行えるシステムの構築について検討する。 ・事務職員等を客観的に評価するシステムの構築について検討する。 <p>事務職員等の採用・養成・人事交流・適正配置に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員等の新規採用については、原則として公募制による選考とする。 ・労務管理、財務会計、サービス業務など専門的能力を身につけるための各種研修制度の導入を検討する。 ・国際化の推進に向けて、事務職員等にも長期の海外研修制度の導入について検討する。 ・事務職員等のうち学科・教室事務の配置を見直し、業務の円滑な運営を推進する。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思形成のスピードアップ、事務処理の簡素化に相応した事務組織体制を構築する。 ・管理運営部門、サービス部門の在り方について検討する。 ・柔軟な人員管理を行い、新規事業に対し、人員の特別配置について検討する。 ・事務処理業務の見直しを行い、電算化などの推進を図る。 <p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシングが可能な業務について、整理検討し、可能な業務はアウトソーシングを行い、経費の節減を図る。 <p>事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能的・効率的な事務組織に再編する。 ・教員と事務職員等の業務の分担と責任の明確化を図る。 <p>職場環境の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な職場環境を構築するための相談体制を整備する。 |
| <p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部研究資金、施設使用料、知的財産による収入などによって、自己収入の増加に努める。</p> <p>教員の個人的な外部資金獲得活動に加え、新たに外部資金獲得のための組織を整備し、組織的な活動を展開す</p> | <p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教員の外部資金獲得実績を評価するシステムを検討する。 <p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に対する各種情報提供等の体制を整備する。 |

| | |
|---|---|
| <p>ることで、積極的に自己収入の増加に努める。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 ISO14001の導入、維持、管理的業務の効率化、合理化により、管理的経費の削減を目指す。</p> <p>管理業務の節減を行うとともに効率的な施設運営を行うこと等により、固定的な経費の節減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 大型特別設備の共同利用、学術資料等の附属図書館における集中管理、研究室等の改修による有効利用等により、資産の効率的運用を目指す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教員の研究業績、研究領域を常時外部に提供できるシステムを構築する。 ・同窓会組織との連携充実を図る。 ・地方公共団体との連絡会を充実し、積極的に共同事業を展開できる体制を構築する。 ・学生のニーズに対応した事業の実施などにより収益事業の開始の検討を行う。 ・体育施設、講義室、その他多目的施設等各種機器類の貸し出しによる増収を図る。 ・各分野の受託可能な研究項目や研究内容、研究成果を広く外部に公開するシステムを構築する。 ・附属病院の経営改善による一般診療収入の増額と施設・設備等の利用による病院実習生、研修生の積極的受入れや民間からの受託研究などによる自己収入の増額を図る。 ・附属病院内に医薬品の臨床研究（治験）を中心とする臨床研究連携推進部門を設置し、実行する。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の認証取得機関としてその維持を行うことにより、光熱水料等の管理的経費の抑制を継続する。 ・委託契約等については、契約内容の見直しとコスト分析を行い、経費抑制を図る。 ・機器の取扱い等に関する利用者講習会や機器の管理体制を強化し、機器の管理的経費の抑制を図る。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究室の改修により部屋面積を拡大し、共同利用化を図る。 ・資産目録などを作成し、情報として公開する。 ・既存の施設の有効利用についての検討を行い、効率的運用を図る。 ・附属病院内の医療機器の共有化をシステム開発を含め構築するとともに、メンテナンス体制を確立させ、経費抑制を図る MEセンターの設置を目指す。 |
| <p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価及び第三者による外部評価を厳正に実施する。</p> | <p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な評価システム（組織）を構築する。 ・自己点検・評価は4年に一度、学生による授業評価は2年に一度実施する。 ・大学評価の結果については、社会に公表し、学内の教育・研究にフィードバックする。 <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果に基づき改善勧告及び顕彰を行い、改善計画の提出を求め、改善状況のフォ |

| | |
|---|---|
| <p>2 情報公開等の推進に関する目標 大学の情報を積極的に公開・提供する。</p> <p>戦略的な広報手段・体制の確立を図る。</p> <p>情報公開法の効率的・効果的な対応を図る。</p> | <p>ローアップを行う現行の評価システムをさらに充実する。 ・点検・評価に必要な各種データベースを一元的に収集・管理するシステムを構築する。 ・ISO14001の推進・維持を行うことにより、学内の環境活動の評価の充実に努める。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ・大学の情報を速やかに公開できるシステムの構築を図る。 ・大学の保有する情報の特性を最大限考慮し、必要なデータが提供できる情報管理の在り方を研究、確立する。 ・ホームページ等の充実とともに、必要とされる情報の発信を行う。</p> <p>戦略的な広報手段・体制の確立を図る具体的方策 ・広報手段・体制を見直し、将来必要とされる戦略的な広報活動の研究を行い、新たな広報体制を確立する。 ・効果的な広報活動についての検証を行うための評価システムの研究を行う。</p> <p>情報公開法の効率的・効果的な対応を図る具体的方策 ・情報公開法に対応した行政文書等の文書管理システムの研究を行う。 ・情報公開における法律業務に対処するため、顧問弁護士を配置する。</p> |
| <p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 良好なキャンパス環境を形成するための基本方針 ・基礎的研究分野とともに世界水準に対応する新分野の教育研究環境の整備を行い、教育研究の活性化・社会貢献を推進する。 ・計画的な施設設備の整備と既存施設の有効活用を図る。</p> <p>・豊かな心と独創性をもち、国際社会・地域社会に貢献できる人材を養成する場として潤いのあるキャンパス環境の整備を行う。</p> <p>・先端医療に対応した附属病院施設の整備と、地域高度医療施設のさらなる充実を図る整備を計画的に行う。</p> <p>・施設設備の効率的運用のため、老朽化建物・設備の維</p> | <p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 施設等の整備に関する具体的方策 ・医学、工学を融合して設置した新たな大学院構想を実現するための長期・中期の施設整備計画を策定する。</p> <p>・全学的に認められた研究分野に対して、施設面からも積極的に支援できるよう施設整備に関する委員会と緊密な連携をとり、既存施設の効果的再配分をも含めた施設マネジメントを確立する。 ・学生参画型の整備計画を立案し、魅力あるキャンパス環境の創造を行い、教育研究の場として活気に満ち、かつ魅力あるキャンパス環境の実現を図る。 ・施設設備の整備計画のうち、大学として緊急性の高い施設から、順次整備を図るよう努める。</p> <p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 ・病棟改修等を含めた耐震性能を確保し、より快適で高度先進医療を提供できる先端的医療に対応した病院の再整備を図る。 ・施設設備の維持保全について、全学的に情報の公開を行い、経費の節減を図る。 ・バリアフリーに配慮した施設設備の見直しを行い、今後はユニバーサルデザインを目</p> |

持管理、施設のスペース管理、土地の有効利用を図る。

2 安全管理に関する目標

実験・実習・実技に関する安全管理のための基本方針
・安全教育、事故予防措置等について安全計画を策定し、周知、徹底を図る。

職員の安全管理のための基本方針
・職員の安全と健康管理を図る。

学生の課外活動等に関する安全管理のための基本方針
・サークル等の日常的な活動の適正かつ安全な運営を図る。

構内における学生の身体・財産等に関する安全管理のための基本方針
・危機管理に対する対策を立て、安全なキャンパスづくりを目指し、防犯体制の実施及び地域との協力体制を確立し、学校施設の安全管理を策定する。

労働安全衛生法を踏まえた安全管理のための基本方針
・薬品、放射線、廃棄物等の管理体制、安全教育のシステムを確立する。

附属病院における安全管理のための基本方針
・医療事故防止対策、感染防止対策、防災対策に努め、医療従事者と患者との信頼関係を維持する。また、医療安全対策、感染対策、防災対策を総括して管理する機関を構築し、各対策が効率よく達成できるように努める。

指した施設整備を行う。

- ・PFI事業等、施設整備の新たな整備手法の導入について検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・学生の実験・実習・実技に関する安全確保を図るマニュアルを作成する。
- ・学生の実技器具等の点検整備を行うとともに、実技前の準備運動の実施を徹底する。
- ・学生傷害保険への加入を推進する。

職員の安全管理のための基本方針
・職員の安全確保と健康管理に関するマニュアルを作成する。

学生の課外活動等に関する安全管理に関する具体的方策

- ・リーダー研修会を実施する。
- ・危険を伴う活動等については、高度な技術を持つ指導者又は顧問教員の同行などを検討する。

構内における学生の身体・財産等に関する安全管理に関する具体的方策

- ・外部侵入者による学生への身体的危害等の防止のため、防犯設備の整備と防犯意識の確立を図る。
- ・学生の財産的被害の防止のため、防犯環境の整備と自己防衛意識の確立を図る。
- ・地域防災拠点としての地震や火災時の避難・誘導体制等の防災マニュアルの作成及び地方公共団体との防災ネットワークの構築を図る。
- ・省エネルギーなど環境負荷を組織的に抑えるため ISO14001 国際規格を基本にした山梨大学環境マネジメントシステムを導入する。

労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・労働安全衛生法等に対応した安全管理体制の整備を行うとともに、劇物等の使用管理に関するシステムを検討する。

附属病院における安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・医療事故防止、感染防止、防災対策に関する教職員への教育、マニュアルの整備及びその適時改正を実施する。また、リスクマネジメント体制の整備と組織強化を検討し、実施する。
- ・病院の医療に係わる安全対策の業務を行う医療安全対策委員会、病院の感染対策の業務を行う感染対策委員会、病院の防災対策業務を行う防災対策委員会を整備する。また、これらの委員会を総括するために安全管理部を設置し、各委員会の業務の円滑化と密接な連携を目指す。

(その他の記載事項)

予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画

出資計画

短期借入金の限度額

長期借入金又は債券発行の計画

重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画

剰余金の使途

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

| | | | |
|--|--------|---|--|
| | 平成19年度 | <p>医学工学総合教育部812人 〔うち修士課程500人 博士課程312人〕</p> <p>教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程84人) 医学工学総合教育部812人 〔うち修士課程500人 博士課程312人〕</p> | <p>土木環境工学専攻 物質・生命工学専攻 循環システム工学専攻 自然機能開発専攻 持続社会形成専攻 博士課程(医学領域) 先進医療科学専攻 生体制御学専攻 博士課程(医学工学融合領域) ヒューマンヘルスケア学専攻 人間環境医工学専攻 博士課程(工学領域) 機能材料システム工学専攻 情報機能システム工学専攻 環境社会創生工学専攻</p> <p>特殊教育特別専攻科</p> <p>知的障害教育専攻 30人</p> |
| | 平成20年度 | <p>教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程84人) 医学工学総合教育部812人 〔うち修士課程500人 博士課程312人〕</p> | |
| | 平成21年度 | <p>教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程84人) 医学工学総合教育部812人 〔うち修士課程500人 博士課程312人〕</p> | |
| | 平成22年度 | <p>教育人間科学部 800人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,800人 教育学研究科 84人 (うち修士課程84人) 医学工学総合教育部812人 〔うち修士課程500人 博士課程312人〕</p> | |